

D V 被害女性を対象とした各種支援策一覧

各支援策	要 件	助成対象者
◎野田市緊急一時保護施設の設置 (平成14年7月～)	※ D V 防止法に基づく被害女性とその家族 ○ 市民は無料 市民以外は一世帯1,200円/日 ○ 入所期間は原則2週間とする。	○ 市民及び市民以外のD V 被害女性
◎緊急生活支援資金助成 (平成14年7月～)	※ 野田市緊急一時保護施設に入所しているD V 被害女性で所持金を持っていない者 ○ 被害女性一人当たり25,000円	○ 市内に住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者
◎カウンセリング受診助成 (平成14年7月～)	※ 野田市緊急一時保護施設に入所しているD V 被害女性で市内医療機関でカウンセリングを受診する者 ○ カウンセリング受診の初診料、再診料及び薬剤費等の額 ○ 初診日から3か月以内で、かつ6回以内の受診を限度	○ 市内に住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者
◎市営住宅における入居条件の緩和 (平成14年7月～)	【次のすべてに該当する者】 ○ 公的機関等からの「緊急一時保護施設に入所していたこと」を証明する書類を有していること。 ○ 離婚調停の途中であることが証明される書類を有していること。	○ 母子世帯に該当するD V 被害女性 (20歳未満の子を扶養している女性) ○ 一般世帯に該当するD V 被害女性 (20歳以上の子を扶養している女性) ○ 単身世帯に該当するD V 被害女性
◎ステップハウスの設置 (平成16年7月～)	【次のいずれかに該当する者】 ○ D V 防止法による保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害女性 ○ 売春防止法に規定する婦人相談所及びD V 防止法に規定する一時保護している者又はしていた者 ○ D V を入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の退所者又は入所者	○ 市民及び野田市のシェルターに入所している者 ○ 住宅困窮者 ○ 公営住宅法による収入条件を満たす者
◎ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃助成 (対象)ひとり親家庭等D V 被害女性 (平成17年4月～)	D V 被害女性の要件 【次のいずれかに該当する者】 ◎ 売春防止法に規定する婦人相談所及びD V 防止法に規定する一時保護している者 ◎ D V を入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の入所者 ○ 市内、市外の民間賃貸住宅を対象に1か月分の家賃、仲介手数料(ともに65,000円で、総額130,000円が限度)	○ 市内に1年以上住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者 ○ 過去にこの制度による助成金を受けていない者 ○ 生活保護法による保護を受けていないが、D V 被害女性にあつては、著しく生活に困窮している者で福祉事務所長が保護を要する状態に陥るおそれがあると認めた者
◎住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業助成 (対象)ひとり親家庭等D V 被害女性 高齢者世帯 心身障がい者世帯 (平成17年8月～)	D V 被害女性の要件 【次のいずれかに該当する者】 ◎ D V 防止法による保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害女性 ◎ 売春防止法に規定する婦人相談所及びD V 防止法に規定する一時保護した者又はしている者 ◎ D V を入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の退所者又は入所者 ○ 保証人が確保できない方に市と契約している保証会社と金銭保証契約を行う。低所得者については、保証費用の1/2を助成(11,000円を限度)	○ 市内に1年以上住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者 ○ 過去にこの制度による助成金を受けていない者 ○ 生活保護法による保護を受けている者 ○ 世帯全員が当該年度の市町村民税が非課税の者